

# 国土交通省令第七十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十四条の七第一項及び第二項の規定に基づき、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年三月三十日  
国土交通大臣 林 寛子

## 建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二項第一号中「以外の下請契約」の次に「であって、公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第二条第二項に規定する公共工事をいう。第十四条の四第三項において同じ。）以外の建設工事について締結されるもの」を加える。

第十四条の四第三項中「(請負代金の額に係る部分を除く。)」を「(公共工事以外の建設工事について締結される請負契約の請負代金の額に係る部分を除く。)」に改める。

### 附 則

- この省令は、平成十三年十月一日から施行する。
- この省令の施行前に特定建設業者が発注者と締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。